

緊急！

各位

2007年7月5日
特定非営利活動法人
消費者支援機構関西

割販（割賦販売）法・特商（特定商取引）法 学習会開催のご案内

経済産業省は、悪質商法対策として、産業構造審議会消費経済部会特定商取引小委員会で特定商取引法を、また、同審議会割賦販売分科会基本問題小委員会で割賦販売法の検討の中間報告をまとめ、6月27日から7月31日まで意見募集をしています。この改正案は、08年の通常国会に提案される予定です。

中間報告は、商品ごとのクレジット契約の規制強化を中心とするものですが、消費者被害の未然・拡大防止のためにはまだ不十分な部分もあります。特定商取引法では、消費者団体訴訟制度の導入も検討されています。論議が進む中でより消費者の声を反映したものにするこゝとや法改正を十分に生かす準備を進めることが求められています。

そのためには、中間報告の理解が欠かせません。割販法・特商法を被害事例とともに学び、消費者としてよりよい法律となるよう主張し、意見反映できるため学習会を開催することといたしました。

KC's 会員、相談員、アドバイザー、消費者団体関係者などこの問題に関心のある方、悪質商法を何とかしたい方の積極的なご参加をお願いいたします。

記

主催：特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

日時：7月20日（金）18時—20時15分

会場：いきいきエイジングセンター3階 第3研修室 大阪市北区菅原町10番25号

電話番号：06-6311-3255 ファックス：06-6311-1073（別紙地図参照）

対象：KC's 会員、相談員、アドバイザー、消費者団体関係者など、この問題に関心のある方ならどなたでも参加できます。

参加：参加費無料。資料準備の関係がありますので7月19日（木）までに連絡ください。

ねらい 消費者被害の未然・拡大防止のため、今回の中間報告の論点を学び、よりよい法律となるよう主張し、意見表明できることをめざします。

内容 割賦販売法・特定商取引法の中間報告と求められる改正点について

講師 弁護士 松尾 善紀 さん

連絡先 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西（KC's）

〒540-6591 大阪市中央区大手前1丁目7番31号 OMMビル1階 大阪府消費生活センター内

TEL06-6945-0729 FAX06-6945-0730 eメール qqr66s39@star.ocn.ne.jp

<http://www.kc-s.or.jp/>

「割販(割賦販売)法・特商(特定商取引)法 学習会」参加申込書

【日 時】2007年7月20日(金) 18:00~20:15

【会 場】いきいきエイジングセンター 3階 第3研修室

申し込み締め切り：7月19日(木)

団体名		担当者名	
TEL		FAX	
Eメール			

参加者名簿

ふりがな 氏 名	所 属など	備 考



大阪市立いきいきエイジングセンター：
〒530-0046 大阪市北区菅原町10番25号

電話番号：
06-6311-3255
ファックス：
06-6311-1073

各駅からの歩き方
堺筋線・谷町線「南森町」駅下車、4B号出口 徒歩約6分

堺筋線・谷町線「南森町」駅下車、2号出口 徒歩約6分

JR東西線「大阪天満宮」駅下車、3号出口(エレベーター有り) 徒歩約8分

京阪本線・堺筋線「北浜」駅下車、26号出口 徒歩約7分